

経営者によりそうパートナー

みどり通信 2月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限公司 エムアイサービス

第288号 2025. 2. 10



とにかく降りました、積もりました
事務所の駐車場も雪の壁
事務所前の道路脇も雪の壁
もう降らないでほしいと願うばかりです



庭の木々、2年前に登場したツゲの木(人の背丈より高いです)も雪帽子をかぶっています

CONTENTS

● ひと言発言	失敗を語ろう	P1
● 今知りたいおきたい相続の話	土地の贈与	P3
● インボイス関連情報	新規登録者の確定申告	P5
● 生命保険	一時払終身	P7
● 事務所からのお知らせ		P8
● 営業カレンダー、休業のご案内		P8
● あとがき		P8

“ひと言、発言”

失敗を語ろう…

先日、SNSで紹介されていた書籍を早速購入。先日届いたので、ぱらぱらと読み始めたところです。

その本のタイトルは、『失敗を語ろう。「わからないことだらけ」を突き進んだ僕らが学んだこと』。

著者は、マネーフォワードの創業者 辻庸介氏。

この書籍の表紙の裏に、次のように書かれていました。

僕が恥をしのんで書くこの本を眺めて、
「バカなやつがいる」と冷ややかに笑ってくれてもいい。
でも、「こんなに失敗しても
楽しそうに仕事を続けているやつがいるんだから、
それで世の中のためになるなら
僕も、私も挑戦してみようか」
と思ってくれる人が、少しでもいたら嬉しい。
僕は、後者のあなたのために、この本を書いたんだ。」

辻氏は、この書籍の中で、自身は「社長らしい社長ではない。みんなの上に立って、強い言葉で号令をかけ、パワーで引っ張れるタイプでは全然ない。むしろ、弱くて、いつも誰かに助けを求めている」と。

大学時代のサークルでも、“お前を見ていると本気で助けないとダメだと思う。穴だらけで隙だらけだから、ついお前のために動いてしまう。ズレい”とよつちゅう文句を言われていた頼りなさすぎるリーダーだと述べています。

もともとが不完全で自分への期待値は非常に低いので、失敗してもあまり気にならなかつたのだとか。

失敗をネガティブなものだと思わず、失敗は次に起こすべき行動を知る“学びのチャンス”であって、チャレンジし続ける限り、失敗だと確定しないはず。

むしろ、失敗経験は挑戦者であることの証で、失敗した自分を誇るべきだと本気で思っているからだとのこと。

実際、辻氏は失敗しても落ち込むのは一瞬で、立ち直りは早いそうです。

“辻さんは本当にめげないです”と、社員から呆れられるほどポジティブ。成功するまでやり続ければ、致命的な失敗にはならないと心の底から思っているそうです。

志をもって前に進んで失敗したならば、誰にだって、“ナイスチャレンジ！ 次に生かしていこう！”と伝えたいと述べています。

この変化の時代、多様性と流動性が最も必要だ。

どんな苦しいとはでも、旗を下ろさないリーダーでありたい。

倒れるときは、前のめりだ。

という言葉で締めくくっています。

おすすめの一冊です。

税理士 山口 昇

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeiriishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) の2月10日掲載のものです。



相 続

今知つておきたい相続の話

その43 『土地の贈与』

<Q>

私は、先代から、相続した何筆かの土地を所有しています。そのうちの一つが、自宅から離れていて、使うあてもなく荒れ地となっています。近隣の方に迷惑をかけないようにと心がけていますが、私たち夫婦も高齢となりなかなか草刈り等の維持管理が行えない状況です。いっそのこと、処分したいとも思っているのですが、このご時勢なかなか買い手が見つからないのが現状です。

隣の方に使っていただくために、無償で譲ることも考えています。この場合の税負担は発生するのでしょうか。

また、相場よりも大幅に値引きして譲渡する場合の税金は、どのような扱いになるのでしょうか。

<A>

1. 個人から贈与により財産を取得したときには贈与税の対象となります

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と子や孫に贈与した場合一定の要件に該当する場合の特例として「相続時精算課税」があります。

今回は、暦年課税について、ご説明いたします。

贈与税は、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から暦年課税に係る基礎控除額110万円を差し引いた残りの額に対してかかります。



したがって、1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりません。

(この場合、贈与税の申告は不要となります)

<贈与を受けた財産が土地の場合>

土地は、原則として、宅地、田、畠、山林などの地目ごとに評価します。土地の評価方法には、路線価方式と倍率方式があります。

ちなみに、加茂市・田上町は倍率方式となっています。

<倍率方式>

倍率方式は、路線価が定められていない地域の評価方法です。倍率方式における土地の価額は、その土地の固定資産税評価額（都税事務所や、市(区)役所または町村役場で確認してください）に一定の倍率を乗じて計算します。

なお、財産を贈与した側には、税負担は発生しません。

2. 資産の価額(時価)に比べて著しく低い価額での譲渡を低額譲渡といいます

著しく低い価額により譲渡が行われると、当事者間で決めた譲渡価額ではなく通常の取引で成立するであろう時価をベースにして、みなし贈与があったものとして課税が行われることになります。

個人から著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合には、その財産の時価と支払った対価との差額に相当する金額は、財産を譲渡した人から贈与により取得したものとみなされます。

時価とは、その財産が土地や家屋、構築物などである場合には、相続税評価額ではなく、「通常の取引価額に相当する金額」となります。

なお、この場合財産を譲渡した側は、時価ではなく譲渡した価額を譲渡所得の計算上の収入金額として譲渡所得を計算することとなります。

詳しくは、当社までお気軽にご相談ください。

相談は無料です。





インボイス関連情報

担当：大橋 裕也



「新規登録者の確定申告」

今年も確定申告の時期となりました。今回は「令和6年中にインボイス発行事業者の登録を受けた方の消費税の確定申告について」まとめていきたいと思います。**従来、免税事業者であった個人事業主の方で、令和6年中に、インボイス発行事業者の登録を受けた方は、今回の確定申告から消費税の申告が必要になります。**

納税額の計算方法で、特例を受けることも可能です。自身が特例の対象なのか、特例の適用を受けた方が良いのかを確認してみましょう。

不明点がありましたら、お問い合わせください！

Q、消費税の確定申告が必要になる人はどんな人ですか

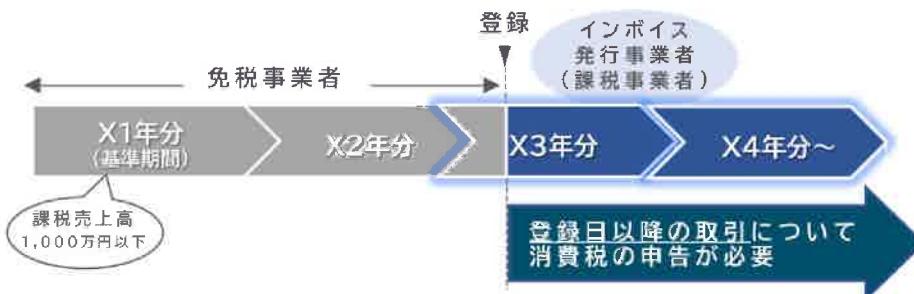
○インボイス発行事業者の登録をした人は申告が必要です。

次のいずれかに該当する事業者の方は、消費税および地方消費税の確定申告が必要です。

- ①インボイス発行事業者の登録をされている方※
- ②基準期間における課税売上高が1,000万円を超える方
- ③特定期間における課税売上高が1,000万円を超える方
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によるものとなります。
- ④課税事業者選択届出書を提出している方

*インボイス発行事業者の登録を受けた事業者の方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要です。

例) 消費税の免税事業者に該当する個人事業者の方が、年の途中でインボイス発行事業者の登録を受けた場合、登録日からその年の12月31日までの取引について、消費税の申告が必要です。



○2割特例による税額計算

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方について、納付税額を売上げの消費税額の2割とすることができる特例（以下「2割特例」（注）といいます。）が設けられています。なお、事前の届出等なく、売上金額等を集計するだけで手軽に納付税額を計算でき、インボイスの確認や保存の必要がありません。（※所得税の観点からは、引き続き領収書や請求書などの書類の保存が必要です。）



注) インボイス発行事業者の登録を行うことにより、免税事業者から課税事業者となる事業者の方が適用できます。基準期間(前々年)の課税売上高が1千万円を超えていたりなど、インボイス発行事業者の登録と関係なく課税事業者となる方は適用できません。

ただし、以下の事業者の方は2割特例を適用しない方が納税額が少なくなる場合があります。

【卸売業を営む方（簡易課税制度の適用がある場合）】

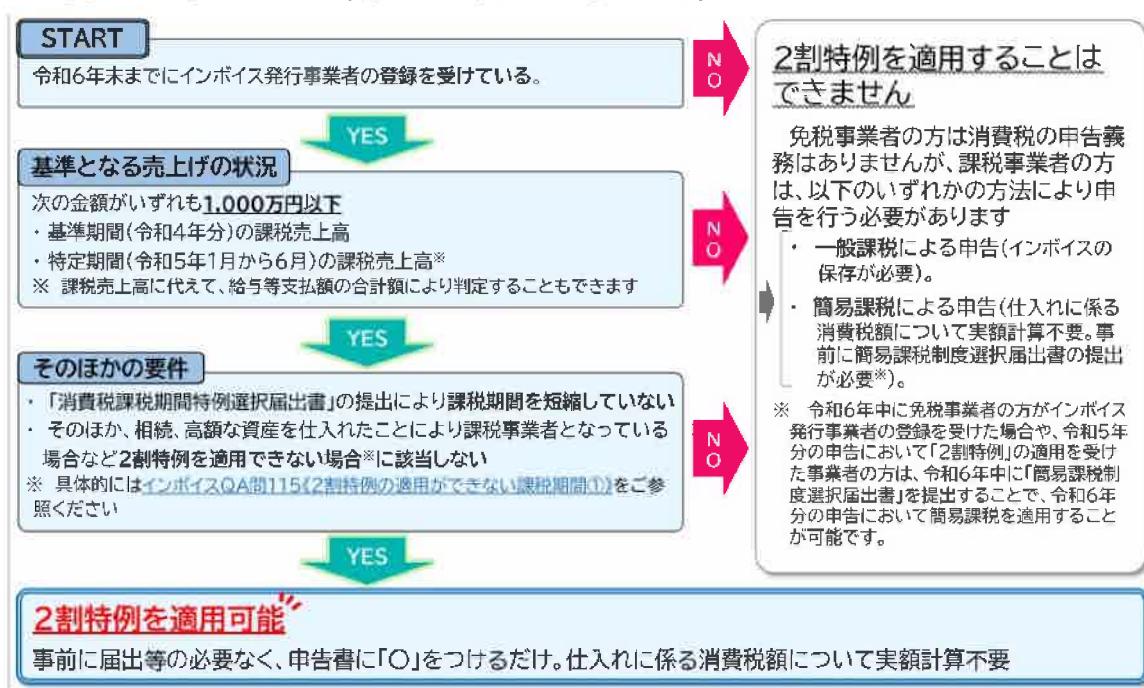
一般的に、卸売業を営む方が簡易課税制度を適用して申告する場合、みなし仕入率90%を適用して消費税の計算を行いますので、2割特例を適用するよりも、消費税の納付金額が少くなります。

【多額の設備投資などを理由に売上げの金額より仕入れの金額の方が多くなるような方】

一般的に、仕入れや経費の消費税額が、売上げの消費税額を上回る場合は、還付税額が生じます。

※ 簡易課税制度を適用している場合や2割特例を適用する場合、通常、還付税額が生じることはあります。

○ 2割特例が使えるか(令和6年分の申告用)フローチャート



出典：国税庁ホームページ
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_kakutei.htm#donna

生命保険

今回のテーマ

「一時払終身保険」

今回は一時払終身保険についてみていきたいと思います。

一時払終身保険とは、保険の契約時に保険料をまとめて1回で払いきる終身保険です。

<特徴>

- ・契約時点で保険料の全額を支払い終わることです。
- ・支払い後は、他の終身保険と同様に一生涯の死亡保障を受けられます。
- ・一時払いは、月払いや年払いといった分割払いよりも保険料の割引率が高い傾向があり、解約返戻金が払込保険料を上回るまでの期間が早いことも特徴です。

<活用例>

一時払終身保険は、相続税の非課税枠を活用出来るために有効です。

非課税枠は「500万円×法定相続人数」で計算されます。

例えば、「本人・配偶者・子ども3人」の5人家族であれば、「配偶者・子ども3人」の4人が法定相続人ですので、非課税枠は「500万円×4人=2,000万円」となります。

つまり、2,000万円まで死亡保険金であれば相続税が課税されないということになります。

メリットとしては

- ・相続させたい人に確実にお金を渡すことができる。(死亡保険金は相続財産でない)
- ・相続税が発生して納税がある場合に、その資金に充てることができる。

<相続税対策に活用する際の注意点>

契約者や被保険者、受取人によって、対象になる税金が異なります。下記の表は参考です。

契約者	被保険者	受取人	税金
A	A	B	相続税
A	B	A	所得税・住民税
A	B	C	贈与税

このように加入の仕方によって対象となる税金が変わってくるため、注意が必要です。

ご相談は、ぜひ弊社もしくは弊社担当者までお気軽に頂ければと思います。

担当：伊藤 寛 峻

◆◇ 事務所からの お知らせ ◇◆



- 相続無料相談会 当事務所 研修室
(毎週土曜日 9:00~15:00)

〔 ※事前にご予約ください
開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。 〕

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

2月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

3月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

休業のご案内

当事務所は、3月19日(水)を休業させていただきます。

ご不便をおかけし大変申し訳ございませんが、
何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

今年は巳年。へびが脱皮を繰り返すことから、巳年は生まれ変わる、チャンスに恵まれる年といわれております。

近年、デジタル化が進んでおりますが、アナログからの脱却はハードルが高く、デジタル化についていかなくてはと思いつつ、影響がないのであればこれまでのやり方を続けたい、やり方を変えないことへの安心感を理由に新しいことから逃げています。

しかし、今年は生まれ変わる年。今のままでは良くも悪くも何も変わりません。新たなことに挑戦することで得られることがあるはずです。

これまで逃げてきたことに向き合い、まず一步を踏み出してみることを意識して、この1年を過ごしていきたいと思います。

橋 慎太郎